

第 8 期介護保険事業計画（令和 3（2021）～5（2023）年度）における 介護保険料等について

I 施設整備について

1 施設整備の考え方

(1) 国の動向

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等に関する法律」及び「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により地域包括ケアシステムの構築・深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保のため、さまざまな介護保険制度の見直しが行われているところである。

令和 22 年（2040 年）には、高齢人口がピークを迎えることが見込まれており、今後ますます増加すると見込まれる世帯主が高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備が重要である。

(2) 第 8 期計画における施設等整備必要見込数の検討

○ 特別養護老人ホーム

令和 2 年 4 月現在の特別養護老人ホームの入所申込者を基に推計

- ① 現在の居所在宅又は医療機関であり、かつ、1 年以内での入所希望者のうち要介護 4 及び 5 の方並びに 3 か月以内での入所希望者のうち要介護 3 の方・・・617 人
 - ② 第 8 期計画における要介護 3 以上認定者数の増加率・・・1.097
 - ③ 第 7 期計画に基づき今後（R2.4.1 以降）整備される特養等の床数・・・175 人分
- $$617 \text{ 人} \times 1.097 - 175 \text{ 人} = 501 \text{ 人}$$

○ 認知症高齢者グループホーム

令和 2 年 7 月現在、入居申込者数（133 人）は空床数（68 床）を上回っている。

○ 介護老人保健施設

令和 2 年 7 月現在、入所申込者数（64 人）は空床数（178 床）を下回っている。

(3) 整備方針案

- 在宅での生活が困難な要介護高齢者の入所施設として、特別養護老人ホームだけでなく、入所希望者の状態像に沿った入所系サービスの整備を進めるとともに、できる限り住み慣れた地域において在宅での生活ができるよう介護サービスの基盤整備を進める。
- 特別養護老人ホームについては、国の動向や本市の入所申込者の状況等を鑑みて、一定数の整備を行う。
- 認知症高齢者グループホームについては、今後ますます増加することが予測される認知症高齢者に対応すべく、一定数の整備を行う。
- 特定施設入居者生活介護については、増加する有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅における介護サービスの質の確保という観点からも、既存施設からの転換を中心として進める。
- 地域包括ケアシステムを推進するため、区域や日常生活圏域における地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）の充実を図る。

II 地域支援事業について

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方の訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）が、全国一律の介護保険給付から市町村事業へ移行し、地域の実情に応じた多様なサービスを展開する。堺市は平成29年4月から移行し、従来相当サービスに加え、基準緩和型の訪問・通所サービスと短期集中通所サービスを新たに実施。

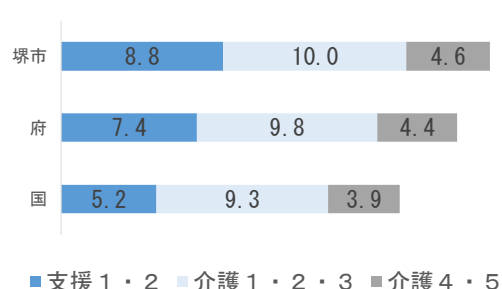
(2) 一般介護予防事業

「あ・し・たプロジェクト」等フレイル予防に資する多様な事業や地域の活動を一般介護予防事業に位置づけ、全ての高齢者を対象として普及啓発や活動の支援を実施。

【課題】

- 要支援認定者が国よりも3.6ポイント、府よりも1.4ポイント高い。
- 要支援認定者の約40%はサービスを利用していない。
- 制度趣旨の周知不足に加え、現時点ではサービスが供給できていることもあり、従来相当サービスの利用が圧倒的で基準緩和型サービスと短期集中通所サービスの利用者・参入事業所が少ない。

認定状況比較（令和元年9月時点）



2 包括的支援事業

要介護等状態になることを予防するとともに、要介護等状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるようにする事業を実施することにより、地域住民の保健福祉医療の増進を図る。

■地域包括支援センターの運営

地域住民の心身機能の保持や生活の安定のために必要な支援を行う中核機関

■在宅医療・介護連携の推進

住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を実現できる体制づくりに向けた在宅医療と介護の連携や多職種連携の推進

■認知症施策の推進

認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置等

■地域ケア会議の推進

地域での高齢者の見守りネットワークの推進

■生活支援サービスの体制整備

生活支援の担い手の養成や地域資源の開発やネットワーク化

3 任意事業

■介護給付費適正化

■家族介護支援

■シルバーハウジング

■介護人材・確保育成事業

■緊急通報システム など

Ⅲ 介護保険給付費及び介護保険料について

1 給付費の見込み

第8期介護保険事業計画期間における各サービスの給付費見込み額は、表のとおりである。

(単位 百万円)

| | 第7期計画期間 | | | 第8期計画期間(見込み) | | |
|----------------------|---------|--------|--------|--------------|--------|--------|
| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
| 介護保険給付費 | 67,769 | 70,828 | 74,745 | 75,855 | 77,798 | 80,261 |
| 居宅サービス費 | 39,984 | 42,216 | 44,584 | 45,465 | 47,190 | 48,793 |
| 地域密着型サービス費 | 9,145 | 9,372 | 9,941 | 10,225 | 10,477 | 10,873 |
| 施設サービス費 | 14,767 | 15,107 | 15,787 | 16,156 | 16,204 | 16,546 |
| その他の費用 ^{*1} | 3,873 | 4,133 | 4,433 | 4,009 | 3,927 | 4,049 |
| 地域支援事業費 | 4,730 | 4,926 | 5,035 | 5,320 | 5,521 | 5,736 |

※ 平成30年度及び令和元年度は決算額、令和2年度は決算見込額である。

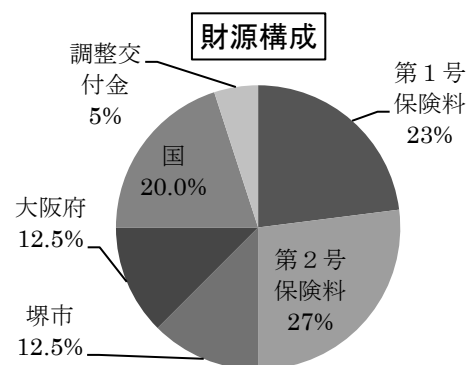
※ 「その他費用」とは、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、審査支払手数料をいう。

*1 令和3年8月から高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費の見直しが予定されている。

2 介護保険料について

(1) 第1号被保険者負担率

第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の負担率は、計画期間ごとに全国の人口比率で定められており、第8期計画期間の負担率に変更はない。



(2) 財政調整交付金における年齢区分の見直し

調整交付金は、第1号被保険者に占める後期高齢者加入割合や所得段階別割合といった保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差を平準化するため、国から交付されるもの。算定方法における年齢区分について、第7期計画期間に2区分から3区分に細分化された。

| (第6期) | (第7期) |
|----------------|---------------------------|
| ①65～74歳、②75歳以上 | ⇒ ①65～74歳、②75歳～84歳、③85歳以上 |

ただし、第7期計画期間中は、激変緩和措置として、2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせる。第8期計画期間からは3区分での算定となり、堺市の85歳以上割合は全国値よりも低いため、財政調整交付金の交付率が下がり、保険料の上昇要因となる。

(3) 本市の保険料設定の考え方

現在の堺市の保険料は、保険料所得段階を国が示す標準9段階を16段階に細分化し、被保険者の負担能力に応じた、きめ細やかな保険料の所得段階になっていると考えている。

また、介護給付費準備基金については、保険料の上昇を抑えるため、財政状況を踏まえ、投入することを考えている。